

秋田県告示第504号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

- 1 名称
二十六木特定猟具使用禁止区域
- 2 区域
由利本荘市二十六木地内の市道大町二十六木線と国道107号線との交点を起点とし、同市道を南東に進んで市道川口二十六木線との交点に至り、同市道を南進して同国道との交点に至り、同国道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 特定猟具の種類
銃器

第2

- 1 名称
八幡特定猟具使用禁止区域
- 2 区域
湯沢市岩崎地内の市道森金谷線と市道嶽ノ下掬上線との交点を起点とし、同市道を西進して農道八幡北小線との交点に至り、同農道を北に1,000メートル進んで市道上開下八幡線に至る農道との交点に至り、同農道を西進して同市道に至り、同市道を北進して市道森八幡線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道嶽ノ下掬上線と交点に至り、同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間
平成30年11月1日から平成50年10月31日まで
- 4 特定猟具の種類
銃器